

# 議案参考資料

[令和元年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 保険税係

## 議案名

報告第5号 専決処分(桐生市国民健康保険税条例の一部改正)の承認を求め  
るについて

## 趣旨・目的

地方税法施行令等の一部改正に伴い、桐生市国民健康保険税条例について  
所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に  
緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたの  
で、平成31年3月29日に専決処分をもって措置したものです。

## 概 要

地方税法施行令等の一部改正に伴い、平成31年4月1日の施行が必要と  
なる次の改正を行いました。

### 1 課税限度額の引上げ

基礎課税額(医療分)の課税限度額を3万円引き上げ、61万円に改正  
しました。

### 2 国民健康保険税減額措置(5割・2割減額)における判定所得基準の改正

国民健康保険税の減額措置における5割・2割減額の対象世帯に係る  
判定所得基準を改正しました。

5割減額	改正前	33万円 + ( <u>27.5万円</u> × 被保険者数 ) 以下
	改正後	33万円 + ( <u>28万円</u> × 被保険者数 ) 以下
2割減額	改正前	33万円 + ( <u>50万円</u> × 被保険者数 ) 以下
	改正後	33万円 + ( <u>51万円</u> × 被保険者数 ) 以下

(施行期日：平成31年4月1日)

## 背景・経過

地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)が平成  
31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されました。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律  
(プログラム法)を踏まえ、課税限度額の引上げについては、必要な税収の確  
保及び中間所得者層に配慮した保険料(税)の設定を想定し、また、減額判定  
所得基準の改正については、経済の動向等を踏まえて、地方税法施行令等  
の一部が改正されました。